平成２３年（フ）第７号
大分県佐伯市常盤東町３番13号マルコーアパート301号、従前の住所大分県佐伯市東町18番27号安井アパートＢ－２－１
破産者　江藤　　宏
１　破産債権の届出期間　平成23年12月５日まで
２　一般調査期日　平成24年１月16日午後１時40分
平成23年10月24日
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２３年（フ）第４１２号
堺市南区三原台１丁３番２―101号
破産者　石井　幸子
１　破産債権の届出期間　平成23年12月15日まで
２　一般調査期日　平成24年２月６日午後２時30分
平成23年10月31日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２号
大分県由布市湯布院町川南1043番地５
破産者　日野　廣美
１　破産債権の届出期間　平成23年12月15日まで
２　一般調査期日　平成24年１月17日午後４時
平成23年11月１日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産債権の特別調査期日

平成２３年（フ）第２３８７号
兵庫県西宮市甲陽園目神山町４―14、開始決定時の住所兵庫県西宮市樋之池町14番７―203号
破産者　辻　　寛
特別調査期日　平成23年12月５日午後４時30分
平成23年10月31日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第４２９号
宮崎市恒久５丁目10番地７
破産者　南村　義久
異議申述期間　平成23年12月26日まで
平成23年11月１日　　宮崎地方裁判所破産係

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第２０６８号
東京都中央区京橋１丁目14番５号土屋ビル３階
清算株式会社　株式会社新進
代表清算人　金倉　謙次
１　決定年月日　平成23年10月31日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２１年（ヒ）第２１０５号
東京都中央区日本橋箱崎町５番12号光建ハイム504号室
清算株式会社　株式会社アイデン富陽
１　決定年月日　平成23年10月31日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

更生手続終結

平成２０年（ミ）第７号
東京都千代田区平河町２丁目４番13号ノーブルコート平河町502号
更生会社　株式会社裏磐梯高原開発公社
管財人　長屋　憲一
１　決定年月日　平成23年10月28日
２　主文　本件更生手続を終結する。
３　理由の要旨　更生計画が遂行された。
東京地方裁判所民事第８部

監 督 命 令

平成２３年（再）第７９号
三重県四日市市楠町吉崎410番地23
再生債務者　近畿日本コンクリート工業株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都港区虎ノ門４－３―13　神谷町セントラルプレイス４階　坂井・三村・相澤法律事務所　弁護士　相澤　光江
平成23年10月27日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第８０号
東京都台東区浅草橋３丁目15番８号
再生債務者　株式会社クスト
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都世田谷区北沢２丁目24番６号　北口ビル２階　弁護士法人山崎和代法律事務所　弁護士　山崎　和代
平成23年10月28日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第８１号
東京都台東区浅草橋３丁目15番８―602号
シティハイムビル
再生債務者　杉森　尊裕
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都世田谷区北沢２丁目24番６号　北口ビル２階　弁護士法人山崎和代法律事務所　弁護士　山崎　和代
平成23年10月28日
東京地方裁判所民事第20部

再生債権の特別調査期間

平成２３年（再）第２４号
静岡県掛川市駅前１番地の９
再生債務者　丸和商事株式会社
特別調査期間　平成24年１月10日から平成24年１月11日まで
平成23年10月28日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続による債権者集会招集

平成２３年（再）第２号
静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本1271番地
再生債務者　有限会社熱川グリーンホテル
１　期日　平成23年12月16日午後１時30分
２　会議の目的　再生計画案の審理及び決議
平成23年10月31日
静岡地方裁判所沼津支部民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２３年（再）第２４号
静岡県掛川市駅前１番地の９
再生債務者　丸和商事株式会社
１　決議に付する再生計画案　平成23年９月30日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成24年１月16日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成24年１月６日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成24年１月４日
平成23年10月28日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２０年（再）第１０３号
東京都中央区日本橋茅場町３丁目１番７号
再生債務者　ニイウスコー株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成23年10月27日
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（再）第１０４号
東京都中央区日本橋茅場町３丁目１番７号
再生債務者　ニイウス株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成23年10月27日
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（再）第２号
相模原市中央区上矢部４丁目24番11号、認可決定時の住所神奈川県相模原市上矢部４丁目24番11号
再生債務者　舟生　俊博
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法188条２項後段に定める事由がある。
平成23年10月28日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（再）第２号
新潟市西蒲区赤鏥942番地12
再生債務者　山本　和伸
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　同意再生の決定の確定
平成23年10月31日　　新潟地方裁判所民事部